

第六回国会 衆議院 水産委員会公聴会議録第三号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

- 委員長 石原 圓吉君
- 理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君
- 理事 夏堀源三郎君 理事 平井 義一君
- 理事 松田 鐵藏君 理事 佐竹 新市君
- 理事 林 好次君 理事 砂間 一良君
- 理事 小松 勇次君

- 小高喜一郎君 川端 佳夫君
- 田淵 光一君 玉置 信一君
- 富永裕五郎君 長谷川四郎君
- 奥村又十郎君 水野彦治郎君

出席公述人

- 報国水産株式 上田 哲夫君
- 会社常務取締役 藤田 松藏君
- 機船底曳網業 藤田 松藏君
- 神奈川鮪漁業 寺本 正市君
- 業協同組合長
- 日本釣魚会 堀田 正昭君
- 連盟会長
- 全国漁業協同 網師 勝君
- 組合学校学生
- 日本旋網漁業 菅原 順平君
- 協会理事長 菅原 順平君
- 業 關 笹市君
- 委員外の出席者
- 専門員 齋藤 一郎君
- 専門員 小安 正三君

本日の会議に付した事件 漁業法案及び漁業法施行法案について

○石原委員長 これより昨日に引続き水産委員会の公聴会を開きます。

この際公述人各位に対し一言御挨拶を申し上げます。本委員会が漁業法案

第一類第十号 水産委員会公聴会議録第三号 昭和二十四年十一月十八日

及び漁業法施行法案の審査にあたりまして、特に公聴会を開いて、両法案について、利害関係者及び学識経験者その他一般の方々より広く意見を聞くこととしたしましたのは、申すまでもなく、右両案はわが国基礎産業の一環をなすところの漁業生産に関する基本的制度を、根本的に改革せんとする画期的なものでありまして、これが今後の漁業のあり方、ひいては水産業界に及ぼすところまたははなはだ大なるものがある、全国漁民の重大なる関心はもちろんで、この漁業制度改革のねらいたる漁業生産力の発展と漁村の民主化とは、わが国産業経済再建の重要な一環をなすものとして、国民の一般関心及び目的を有し、かつ深い利害関係を持つていと認められるところでありま

す。 すでに御承知のごとく、本法案は、前第五回国会に内閣より提出され、水産委員会において審査を行い、第五回国会閉会中も、特に院議をもつて委員会において継続審査を行い、今国会にあつたためて本委員会に付託され、目下慎重審議をいたしておるのであります。本委員会といたしましては、特に本案専門の小委員会を設置し、同小委員会におきましては鋭意検討の結果、本案に対する修正案について一応の成案を得ておるのであります。かかるときに際しまして、本案の審査に広く国民の輿論を反映せしめるとともに、多年の御経験と御研究に基づくところの各位の御意見を拜聴することによつて、本案の審査に万全を期したいと存する

のであります。公述人諸君におかれましては、本案についてあらゆる角度から、忌憚なき御意見を御発表くださるようお願いする次第であります。しかし万一にも利己的な意見が公述され、そのため真相をつかみ得なかつたならば、わが国水産界に影響するところ甚大なるものがあるかと思つるのであります。まして、あくまで公明正大なる御意見の発表を切に希望いたします。

次に議事の進め方について申し上げます。公述人諸君の発言は、その都度委員長よりの指名とすること、時間の関係から、公述人一人の御発言時間は大体十五分程度とすること、御発言は発言台でお願いすること、御発言の際には必ず御職業とお名前を述べていただくこと、また委員諸君の公述人に対する質疑は、各公述人の公述後ただちに十分すつ行うこと、以上あらかじめお含みを願つておきます。 なおこの際公述人各位に申し上げますが、衆議規則第八十二條、第八十三條及び第八十四條によりまして、公述人の御発言の場合には委員長の許可を要すること、並びにその発言は意見を聞くこととする事件を越えてはならないことになつております。委員は、公述人に対する質疑はできるものであります。が、公述人より委員に質疑はできないことになつておりますので、念のため申し添えておく次第であります。 なおお諮りします。春日信市君が出席不能のため、日本施網漁業会理事菅原順平君を代理にされた旨申出がありました。これを許可するに御異議あり

りませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○石原委員長 御異議なきものと認め、さようとはからいます。 それでは公述人上田哲夫君に御発言をお願いいたします。

○上田公述人 公述人上田哲夫でございます。 まず結論から先に申し上げますと、私は政府提出にかかる修正漁業法案に反対でございます。次に申し上げます。第一に新しい漁業法が施行せられることによつて消滅する漁業に対する補償金は、漁業免許料や漁業許可料によつてまかなうことになつておりますが、これは当然国庫の負担によつて補償されたこと。第二に漁業の免許の優先順位に関する点は、漁業調整委員会の漁業の免許または許可に関する勸業事項とされたこと。第三に漁業調整委員会の制度を整備すること。第四に、漁業民主化の線に沿つて、強力かつ積極的に動き得るよう、委員会の所管事項を明確にされたこと。第四に政府提出原案は、新法の施行によつて現在の漁業権を一律に消滅させることとなつておりますが、消滅あるいは調整すべき漁業権を、理由のないにかかわらず休業しているもの、不適格者の経営するもの、自分で漁業を行つていない者の所有しているもの、不当な集中によるもの、不当な慣行による専用漁業権だけを取上げて整理の対象とされたこと。

以上申し上げたことは、改正すべき

要点のみを漁業者の立場から率直に申し上げたものであります。その理由を総合的にここに申し述べたいと思つて、今回の漁業法改正法案の根本精神は、漁業の漁民大衆への解放、漁業生産力の発展、漁民による漁場管理、これであると言われておられて、きわめて進歩的な漁業民主化思想に出発したものであると思われま。しかしここにはなはだ興味あることを御報告いたしたいのであります。私の会社は、北海道におきまして、にしんの定置漁業を数箇統経営いたしておるのでございまして、昨年と本年の二回にわたりましたが、本社から、学校を卒業したばかりの若い社員を数名現場に派遣したのでございまして。これらの社員は最近の教育を受けたのでございまして、思想的にはどちらかと申せば、はなはだ進歩的な社会主義的な傾向を持つておられる者たちがおつたのでございまして、東京に帰つてからの報告では、期せずして、漁業秩序の急激な変革は最も避けねばならぬという声でございまして、私どもも漁業の本質を理解するに至つた者は、当然かかる見解に到達すると思つてございまして。なぜこのような結論が生じたかについては、にしん定置漁業の現状を二、三申し上げねばならぬのでございまして。

第一に漁をするしないということ、船頭の腕一つにかかるといふようなことが多いのでございまして、船頭は必ずしもその土地土着の人ではないのであります。第二に、船頭がその部下を手足のように使つて、初めて仕事

ます。従つてこの点は土地を耕作する農業者とは、根本的に違つたところがあると思ふのでございまして、今度の漁業法案はわが国の漁業の根本法でありまして、この法律によつて漁業のあり方が定められることがありはせんかと思ふのであります。この改正法を通覧しまするに、いたずらに理想に走つて、漁業の実態に即しないものが多少あるのではないかと考えております。極言すれば、この法によつて漁業の取締りをやられることは、結局混乱を来し、生産を低下するおそれが非常に多いのじやないか。本日は各代表者が、それ／＼専門的に説明されると思ひますから、自分は底びき網のことだけに ついて二、三意見を申し述べさせていただきます。

第三は、この法の第五十八條の四項に、許可または起業の認可をしなけれ ばならない数が規定により定められた数 がある場合を除く引き云々というところ があります。これは前のお方からもよく 説明されましたが、その説明に同感 であります。

第四に、第七十五條の、許可する漁 業に対して行政費をまかなわすという ようなことが書いてあるように思ひま すが、これも前のお方がはつきりと説 明されましたから、ここで詳しく申し 上げることはない、前の御意見に賛成 してあります。

以上述べまして以東底びきの代表者 の言葉にかえる次第でございます。

○石原委員長 質疑はありますか。 寺本正市君。

○寺本公述人 私は神奈川県三浦郡三 崎町の遠洋漁業者でございます。長い 間の仕事をやつておるものでござい ますが、現在の情勢にかんがみて、今度 の漁業法案が変更されることにつきま して、一応公述したいのでございませ ん。

うに、今度の法律におきましても、擲
発物であるとかあるいは有毒物を使用
して濫獲することを禁止する規定はあ
りますが、しかしながら最近非常な流
行しております、たとえば電気を水に
通して濫獲するというようなことに對
しては、禁止規定が入っております
ん。これはおそらく主務大臣もしくは
地方長官の命令規則で行われるのであ
りましょう。しかしそれは罰則の軽重
がありますから、できるならばそうい
うものも十分規定していただきたい
と、われ／＼は考えます。しかしい
れにいたしましても、先ほど申し上げ
ました通り、内水面における共同漁業
が免許されないことになりまして、そ
うしてつり人に対して内水面が解放さ
れたということによりまして、われわ
れはこの法案に賛成でありまして、一
日も早くこれが成立いたしますよう
に希望する次第であります。

○石原委員長 御質疑はありませ
んか。
「なし」と呼ぶ者あり」
○石原委員長 御質疑なしと認めま
して、次は網師勝君。

○網師公述人 私は全国漁業協同組合
学校生徒の網師であります。

現在漁業協同組合学校におきまして
は、各地の漁村から集つて来た二十数
名の者が学んでおるのでありますが、
私たち、漁村の生活を直接に左右いた
しますこの漁業法案が、今回公表せら
れまして以来、沿岸漁民とこの法案と
結びつけて、いろいろ検討を加え
て来たのでございます。たゞ／＼今日
は漁民を、漁村を愛せられ、日夜本法
案と取組んでおられます水産常任委
員の皆様、親しく私たちの微衷をお

訴える機会を与えられましたこと
を、お礼を申し上げるものであります。

私どもは、この漁業法案が目標とい
たしますところは、非常にけつこうな
こととらしく思ふのでござい、ます
が、この内容に立ち至りますとき、何
がなんだか、きつねにつままれたよう
な気がするものであります。この法案が
いやしくも二百万沿岸漁民の生活を、
また沿岸漁業の事情を知つての法案で
あろうかと、疑わざるを得ないのであ
ります。現在の沿岸漁民は、漁業の科
学化、機械化とともに、その生産力は
減退の一途をたどり、また資力がな
いため、手をこまねいてわが身をしやぶ
つて生活して居る現実であります。こ
のような現状におきまして、法案が沿
岸漁場をうるさく規定して、しかも共
同漁業権とかに浮魚をはずして、零細
漁民を本島岸辺に押へつけておきな
がら、反面許可漁業におきましては、そ
の資源の枯渇を心配しながら、またそ
の沿岸零細漁業との紛争の絶えないの
を知りながら、何らの明確なる規定が
無いことは、この法案の最も大なる欠
陥であると言わなければならぬと思
ふのであります。

次に法案の内容に對しまして私ども
の希望いたします諸点について、述
べてみたいと思ふのであります。

第一に、第一條の目的でございま
す。漁業の生産力も民主化も、わが國
の水産資源の事情を思ひますとき、こ
の資源の保護増殖なくしては、とうて
い望み得ないものでござい、ますし、ま
たわが國の漁業が、掠奪漁業として他
國より嫉妬せられております國際的観
点に立ちましても、水産資源の保護増
殖をはかる旨の規定を、第一條にはつ

きりと明文化していただきたいと思
います。

第二に、漁業権の保有主体の問題と
その内容でござい、ます。漁業の民主
化とは、多数の漁民が経済的にも封建
的身分關係からも解放せられまして、
生活の安定を期するといふことだと思
ふのですが、このために漁場の総合的
高度利用をはかろうとするならば、あ
らゆる漁業権を漁民団体のみに免許す
るのが妥当であると思ふのでありま
す。かようにすることが、また一昨年
制定せられた水産業協同組合法の施行
せられた趣旨に合致するものだと
思ふのであります。かかる観点に立ち
ますならば、法案の漁業権が、現在行
われている漁法、漁具を中心に規定し
ておりますがゆえに、その分類と内容に
おきまして、複雑難解を免れ得ない結
果となるのでありまして、これを現行
の専用漁業権のように、一定沿岸漁場
を定めまして、この漁場内の利用管理
は一切この地元漁民団体に総合的に、
合理的に使用せしむべきが最も良策で
あると思ふのであります。この場合、
現実的に資金等の制約によりまして、
その漁場内の漁業が営むことができな
いために、生産力に大なる影響を及ぼ
すようなおそれがあります場合には、
本法案の適格性とか優先順位を簡明に
整備修正いたしまして、これをあとで
述べます地区漁業調整委員会の勘案事
項といたしまして、個人とか団体に利
用料を徴収いたしまして、特定の漁業
を営ましめる道を開くべきであると思
ふのであります。これを具体的に申し
ますならば、法案の第六條の漁業権の
規定を全部廃止しまして、これらのす
べてを含めまして單一共同漁業権のみ

とするのであります。

第三に漁業調整の問題であります
が、さきに述べました單一共同漁業権
の総合的利用をはかると同時に、各漁業
単位の關係地区へ、地区漁業調整委員
会を新たに設けるべきであると思ふの
であります。また海区漁業調整委員
会に關してであります。現法案におき
ましては、都道府県知事の諮問機關と
して認められてはいるにすぎないのであ
りますが、漁民の民主化を願いつつも、
都道府県知事に決定権が与えられてい
るといふことは、実に不可解に思ふの
であります。もし単に委員会を諮問機
關といたしたならば、委員会と官
庁との間に、その決定事項に關して責
任の所在が不明朗ともなりまして、ま
た委員自体にその職務遂行の熱意が減
退し、官僚まかせの結果、官僚独善の
弊風を惹起するおそれがあります。調整委
員会は、全員漁民より選ばれた委員
員により構成せられることといたしま
して、しかも決定機關になすべきであ
ると思ふのであります。専門委員は別
途として、調整委員会に對しましてその資
料の提供等により強力な補佐機關
として、存置すべきであると思ふので
あります。また初めに述べましたこと
とく、資源保護の規定によりまして、よ
ろしく許可漁業に關する明確なる規定
を設けまして、許可の権限を一切調整
委員会に一任すべきであると思ふので
あります。またこの許可にあたりまし
ては、漁民団体の自営を第一優先順位
に置きまして、完全なる漁業の調整と
相まつて、本法案を名実ともに漁業の
憲法とならしめますようお願いするも
のであります。またこのよう重要な

委員の人材を求めますとき、結果
は仏つくつて魂入れずとか、この人材
の養成には、國家として万全なる措置
を講じていただくことを特に切望する
ものでござい、ます。願われますれば、
全國漁業協同組合学校の性質、内容か
らいたしまして、この養成機關といた
しますことが、最も適當ではないかと
信ずるものでござい、ます。

最後に、漁業権の補償に伴う免許
許可料の問題でござい、ます。漁業権
の單純化によりまして、それに含めら
れる個人持ちの漁業権のみを補償する
ようにいたしますことが、財源とか
行政上の問題が簡單に行くのではない
かと思ふのであります。またこの補償
の財源を現在漁民に課しますことが、
いかに困難であることかは、漁民の実
情をよく御存じの諸先生には、十分お
わかりのことと思ふのでござい、ます。
これはよろしく國庫の全額負担として
いただきたいと思います、お願いする
のであります。特に本法案におきまして
行政費を漁民に賦課するといふことが
きは、言語道断ともいふべき処置であ
ると思ふのでござい、ます。

以上本法案に對しまして、私たちの
希望するところを述べたのでござい、
ます。戦後労働者、農民に對しては、
國家的立場において、相当なる救済保
護の手がさし伸べられておるのでござ
い、ます。それにもかかわらず、ひとり
最低生活に甘んじて、家族の労働力に
むち打ちながら、漁業生産に従事して
おる漁民に對しては、何らその救済の
手がさし伸べられていない現実なので
ござい、ます。私たちの生活を、最もよ
く御存じであります水産常任委員の諸
先生におかれましては、何とぞ本漁業

制度改革に対して、特に多数零細漁民の保護、救済のため温情心にやりまして、わが国の漁業の発展と、二百萬漁民の生活安定向上のために、御賢明なる御判断をお願いせるものでございませぬ。

○石原委員長 御質問ございませぬか。

○鈴木(善)委員 網師君に御質問申し上げます。組合学校の学生諸君が、真剣に熱心に御研究になつた結論が、漁業権は働く漁民がつくつておる組織に与へるべきであるということについては、私も敬意を表するものであります。ただこの中で二、三お尋ねしたいと思ふのでありますが、一切の漁業権を共同漁業権というものに総括いたしましたして、これを協同組合に与えようという御意見と、その総括的共同漁業権の中に含まれておる定置漁業、その他の漁業を含む場合に、地区調整委員会の決定に基いて、それを行使せしめる。その行使にあつては、協同組合が自営する場合に第一優先とするという御意見であつたようでありまして、総括的共同漁業権を協同組合に与えませんが、協同組合が自主的に漁業権の管理、運用をなすべきではないか。それを別の調整委員会によつて運用するところ、漁業権の管理主体にあらざるものによつて、それが運用されるというところ、若干の矛盾を私は感ずるのでありますが、その点を明確にしていただきたいと思います。

○網師公述人 たいだいま私の話しましたことが非常に不十分だつたと思ふのであります。大体現実的にみましますと、海区調整委員会において、單一共同漁業権というものを設けましたあ

かつきには、どうしても現状におきましては、その地区に二つも三つも協同組合ができて得る場合が多々あるのであります。その場合におきまして、これを協同組合だけが管理主体となり、調整するということは、非常に困難だろふと思ひますが、これを地区の調整委員会に限りましては、その單一漁業権が一つの協同組合に与えられる時期が来るまで、一応地区調整委員会がその管理主体となるべきではないだらうかというのであります。

○鈴木(善)委員 そういたしますと、結局協同組合は、自主的に漁業権者としてそれを管理、運用するということでありませぬならば、政府原案と現実においてはお互い結果になりまして、その運用にあつては、調整委員会の意見に基いて決定し、その行使の優先順位はやはり調整委員会によつて決定される。ただ形式的に一応協同組合に免許されているという形だけであつて、実体的には政府の案と何らかわらない結論になるのではないか。なお免許料、許可料は当然全額国庫負担とするということでありませぬれば、漁業協同組合が漁業権の免許を受けるといふことは、何ら根本的に政府原案とかわりないようによつと感ぜられるのであります。この点はいかがでありますか。

○網師公述人 政府案を見まするときに、優先順位を法文に明確化したしました。現在の漁民の資材、資金というふうな現状に立ち至つてみますれば、實際的には、漁民団体にその漁業権などが来ない結果になるのではないだらうかと思ふのであります。一応全部これを地区調整委員会に与えまし

て、そして自由にその場内における漁業権に対する発言権を持たせ、それに対して一定の利用料を徴収いたしまして、構成員たる漁民たちの福祉厚生とかあらゆる経済的、社会的地位の向上をはかるといふ点において、私たちがの見解と政府案なるものとの見解とは、相当な開きがあるのじやないかと思ふのであります。

○鈴木(善)委員 今の政府原案の、自営の場合の第一優先ということについては、協同組合に漁業権が行かない場合が多い。これはその通りであります。ただ協同組合に漁業権を持たせるといふことは、その漁業権を、民主的な協同組合が自主的に運用するところにして、持たせる価値があるのではありません。それを協同組合の内部的な漁業権管理委員会というふうなものでなく、外部の調整委員会によつて、その行使をやはり優先順位調整事項等とやらられるということであれば、ただ与えられたという形式だけであつて、自主的に協同組合が運用するのではないということに、矛盾がありはしないか。このういこととす。

○網師公述人 私は現在個人に与えられておる共同漁業権に對しまして、いかに自由にその生産力を伸ばして、いかに自由にも、現実的には、その漁業権を利用するの独占排他性という強力なる権利のもの、その周囲の漁民の意思とか何とかが、非常に圧迫されておるのではないだらうかと思ふのであります。その点におきまして、もし漁業権が漁民団体にありましたならば、その行使方法につきましていろいろの制約を加えますと、一部漁業権者のみに限らず、多数の漁民の幸

福が得られるのではないであらうかと思ふのであります。

○鈴木(善)委員 御趣旨はよくわかつておるんです。わかっているんだが、組合に持たせるといふ以上は、その持った組合が自主的に運用するところ、ここに意味があるのであつて、漁業権はとつたが、その運用については組合外部の調整委員会で運用されるということでは、持った意味がなくなる。であるから、あなたの方のねらいが、漁業協同組合に総括的な共同漁業権を持たし、そしてそれは組合の内部に設置される。その漁業権管理委員会なりで、組合の責任において自主的に運用するということなら、論理一貫しておるというところなおりますが、ねらいはわかつておりますから、この程度で質疑を打ち切ります。

○川村委員 網師さんに二点だけをお伺いいたします。一点は、よく漁民団体と申しておりますが、漁民団体には、協同組合法によりまして二つの法的団体があります。一つはいわゆる協同組合、一つは生産組合であります。そのほかに最近何か、法的にはどうかと思ひますけれども、漁民組合というよなものもあるようであります。あなたの漁民団体というの、この三つの点のいずれを指して言うのであるか。あなたは協同組合学校におられるんだから、多分漁業協同組合であると私に考えますが、この点を明らかにしてもうたい点か。

○網師公述人 一つは、免許料、許可料は全部国庫負担にして、補償料も同様、そして免許料、許可料、補償料等は、個人だけの負担にしろ、いわゆる補償をし、こつて御意見であつたようであ

ります。これは個人の権利を、全面的にこの法案では買上げをするということになつておりますので、その場合は個人のものだけにいわゆる補償もし、さらに個人が受ける場合は個人が免許料、許可料を出せ、こつてかそれからも一つは、漁業協同組合の場合は、専用漁業権はすなわち今度の共同漁業権というのにならまします。いわゆる現在の漁業会の漁業権というものを協同組合に移管するといふ目的のもとに、いわゆる国家全面的買上げをやめて、協同組合にこれを与えろ、その場合には、補償料も免許料もとらなくても、やらすたらすの方がいいじやないか、こつて御趣旨なのか、この二点だけをお伺いします。

○網師公述人 第一点は、生産組合の組合員も当然協同組合に入られる道が講ぜられておりますから、私の漁民団体と言ひますのは、協同組合をお指しするのではありません。第二点におきましては、川村先生が言われましたように、個人持ちの漁業権だけを補償いたしまして、あとの現在持つておる漁業会の漁業権は、一切協同組合に移管するといふような趣旨であります。

○川村委員 わかりました。その個人の持つておる漁業権、それを国家補償して、それを漁業協同組合に無償で与えろという御趣旨がどうか。

○網師公述人 そうでございます。

○川村委員 わかりました。

○石原委員長 ほかにありませんようです。次に菅原順平君。

○菅原公述人 私は日本旋網の理事をしておる公述人菅原順平であります。今日問題になつておる、われわれが熱心に考えなければならぬ漁業上の

問題と申しますと、水産資源の保護育成と、それをどういふ形において合理的に行うか、こういう二つの点が考えられるのであります。この二つの点が今後われわれが漁業法を実施してやらう場合の大きなねらいになる、こういう面から考えて行きますときに、前公述人の方からお話がありましたように、まずわれわれは、現在提案中のこの漁業法案の第一條に対して疑問を抱かせるのであります。第一條は、漁業生産に関する基本制度であるということ、もう一つは漁業調整機構によるところの民主化ということを言うておりますが、依然として旧来の漁業のあり方に基いてそれを考えておる。今言うように、漁業資源の保護育成ということが落ちたということは、これは大きな欠陥ではないか。もう一つ第一條について申し上げますならば、漁業の基本制度は、今日においては私どもは漁業の民主化にあるというふうに考えておるのであります。それが順序をはき違えた形で載せられておるということが、あの第一條を見たときに、私どもとしては非常にさびしい感じがするのであります。ただ形式的に順序を並べたのではないか、こういうふうには考えられる点であります。第一條には、堅持の上の問題は別問題として、私も水産資源の保護育成ということを強くうたつていただきたい。

問題と申しますと、水産資源の保護育成と、それをどういふ形において合理的に行うか、こういう二つの点が考えられるのであります。この二つの点が今後われわれが漁業法を実施してやらう場合の大きなねらいになる、こういう面から考えて行きますときに、前公述人の方からお話がありましたように、まずわれわれは、現在提案中のこの漁業法案の第一條に対して疑問を抱かせるのであります。第一條は、漁業生産に関する基本制度であるということ、もう一つは漁業調整機構によるところの民主化ということを言うておりますが、依然として旧来の漁業のあり方に基いてそれを考えておる。今言うように、漁業資源の保護育成ということが落ちたということは、これは大きな欠陥ではないか。もう一つ第一條について申し上げますならば、漁業の基本制度は、今日においては私どもは漁業の民主化にあるというふうに考えておるのであります。それが順序をはき違えた形で載せられておるということが、あの第一條を見たときに、私どもとしては非常にさびしい感じがするのであります。ただ形式的に順序を並べたのではないか、こういうふうには考えられる点であります。第一條には、堅持の上の問題は別問題として、私も水産資源の保護育成ということを強くうたつていただきたい。

載っておりますところの指定遠洋漁業ははつきりしておりますからそれにしまして、指定遠洋漁業以外の許可漁業であります。これについては、ことに回遊性の魚族を考える場合において、行政区画をもつてこれを切つてしまふということは非常に不合理であります。そういう関係から持つて来まして、都府県にわたつて回遊するところの魚類を対象とする漁業で、一定の規模以上の漁業においてはこれを中央で許可をする。こういうふうな形で、指定遠洋漁業以外に、旧来いまいになつてきたところの中央許可に移すべきものの性質を明らかにして行つていただきたい。その場合におきましては海区が当然問題になると考えます。中央許可になつた場合どこでもいいのか、こういう場合も一律には参りませんので、一応その場合においては漁業調整の可能な点を考慮いたしまして、これを一つの単位海区にして許可をするような方法をとつて行つてもらいたい、こういうふうな考えられるのであります。

まして、資本漁業の立場を主張しながら、反面沿岸漁業のことも常に考えなければならぬという点を加味しまして、次に沿岸漁業の面について申し上げたいのであります。沿岸漁業については、前公述人からお話がありましたように、できるだけ漁民の自主管理ができればいい方向に持つて行つてもらいたい。これは現行法案においても、漁業調整委員会等の措置によつて相当考えられているのであります。が、提案されている法案については私たちが疑問を持つております。なぜならば、従来沿岸漁民が専用漁業権の中で与えられておつたところの定着性の水産動物が、一々主務大臣の指定を受けなければ自分たちが共同漁業権として出願することもできない、こういうことは私は改めていただきたい。この第一種共同漁業権の中の「主務大臣の指定する」というこの言葉を削除してしまつてもいい。単に定着性の水産動物として、しかも主務大臣が指定するというような規定をやつた反面においては、全同的な立場からながめて、共同漁業権というものは認めて行かなければならぬという意味が含まれているように考えられますので、これは従来の専用漁業権がそうであるように、共同漁業権については主務大臣の免許にする、こう改めて行つていただきたい。そして定着性の魚類については、一主務大臣が指定しなくても、地方漁民の判定によつて、申請なり出願ができるようにしてもらいたい。

業を奪われる、その奪われるものを使用する程度という言葉が出ております。これははなはだ露骨じゃないか。なぜならば、反面においては漁業権を免許するために沿岸漁民の生業を奪ふことすらあるというふうにも解釈されるのであります。またこれは私どもには直接あまり関係がないのであります。同じような規定が出ております。こういうことは、漁業調整委員会を通じて広汎に行政上の権限を与えたような規定をしておきながら、反面においては従来沿岸漁民が自分たちの権利として持つていたものを取上げられて、しかも一々中央の方まで頭を下げてお伺いを立てなければならぬということになつたのでは、これはもう骨抜きであります。こういうふうな考えられるのであります。

次にいろいろ沖合漁業等の許可問題にも関連して来るのであります。漁業調整上の問題であります。私はこの法案によりまして、漁業調整委員会は海区単位の漁業調整委員会を規定してあります。海区単位というのとは、どういう海区を言うのかと申しますと、私が聞いておるのでは郡単位にその海区を定めます。郡単位に定めて行くということになります。これははなはだ恐縮な点であります。私の方の郡に、沿岸町村が十二箇町村あるのではありません。十二箇町村の中から七人の海区調整委員というものを、公選で漁民代表として出している。そういう場合には、かりに一町村から一名ずつ出た行つたと見ても五箇町村から出ないことになりません。こういうことにな

りますと、まずこの面においても漁民の手からこの漁業の調整、管理というものが脱けて行つてしまふ、縁遠いものになつてしまふ。これはやはり市町村の漁業調整委員会を認めてもらいたい。そして調整委員会の員数は、できるならば階層別にも出し得るようによつてもつと員数をふやしてもらいたい。ここですら一言付言いたしますならば、市町村なり指定された地区を地区としておるところの地区漁業協同組合が、現在の法案に見えておりますような形においてでもつけようであります。選挙権を有する漁民の全部を含んでおる、こういうような場合には、その地区の協同組合に対して漁業調整委員会の権能を与えてもらいたい。こういうことにすることによつて、先ほど申し上げたところの漁業の免許に際して、主業を奪われるような場合のないように持つて行つていただきたい。こういうことを提案したいのであります。

それから漁業調整委員の権限であります。これも単に行政機関の補助的な役割しかしておらない。全然積極面がないという事は、今後の漁業調整上における一つの問題を惹起する。というのは、單なる諮問であります。行政官庁の意思によつてそれに答えるだけでありまして、それがどういふふうに取り扱われるかということについてはわからないのであります。でありますから、調整委員会の権限の中には、漁業調整上の問題についての調査権であるとか、水産資源の保護育成のための漁業取締り上の意見の具申であるとか、それから法規に示されておるところのこの漁業取締り上の問題について

の申告というふうなものも与えて行き、場合によつては、もつと広汎な権限を付与してもらいたい。そしてこの漁業調整委員会が、真の漁民の機関としてみずから動き得るというように持つて行つていただきたいのであります。

それからときたまさけの問題にひつからみまして、これも内水面の問題とよく旋網が抵触する場合があります。旋網の内水面のことに触れたいと思つておられますが、内水面については共同漁業権というものが与えられないように現在の法案ができておりますが、これは私どもの地元河川漁業とも関係しておりますところから見ますと、一県に一つの漁業管理委員会をつつて、半ば国營のような形で河川の増殖をはかるか、おそらくは明治八年の太政官布告の二の舞をふむようなことになる。私どもは河川に対して、海と同様に共同漁業権を与えて行つて、漁民が自分たちの漁場をみずから管理できるように方向に持つて行つていただきたい。もし全面的にそうすることのできないという事ならば少くとも地元河川の協同組合が増殖をやるという場合には、その条件を与えて行つてもらいたい。そして漁民みずから自分たちの漁場を管理するような方向に持つて行つてもらいたい。

最後に免許料、許可料についての問題であります。先ほど申し上げましたように、現行漁業法をまつところから否定して行くことによつて新しい制度を生み出すとする、こういう一種の画一主義的な考え方が免許料を高くしておる。ということは漁業権を取上げ

て、新たに免許するといふ場合に、私は何も全部を取上げてしまつて、それに全部の補償金を拂つて、また片方でやるという、計算上のめんどうなことはやらなくてもいいのじやないか、この面につきましては現在漁業法の意味しておるところの問題を解決しようとしておる、つまり不在地的なこの漁業権とか、それから不当に休業しておるとか、公益上支障があるとか、あまりにも集中しておるとか、こういう解決されなければならぬ漁業権だけ持つて行つて、これを処理して、補償金の額をできるだけ減らすようにする。そして三十年などという長い期間かかつて補償金を支拂つて行くよりも、もつと短期間に支拂うような方法を講じたいのじやないか、それからもう一つの面ではあります。私は免許料、許可料をもつて行政費をまかなうことになりまして、これは形をかえたところの税金である、こう考えたいのであります。現在われわれが直面しておる問題は、一つは税金の重圧であります。その税金の重圧がまだ合理的に解決されてない矢先、今度は免許料、許可料などというもので行政費用までもまかなつて行かなければならない。この行政費用を免許料、許可料をもつてまかなうといふことに対しては、私どもは反対の面があります。現にいわゆる漁業の補償問題等も出ておるのでありますから、許可料のごときはできるならばそういう補償のようなものに振り向けまして、行政費からはこれを取除くといふふうにしていただきたい。以上が私の述べたいと思つてここに参りました内容なのであります。

○鈴木(善)委員 菅原さんの御意見の中で、調整委員会の権限を強化せよ、むしろ漁民の自主的管理という線に沿つて、調整委員会の広汎な権限を強化すべきであるという御意見があらまして、具体的には資源の保護の問題、あるいは漁業取締りの問題、その他漁業調整上の広汎な意見の具申を認めること、あの位置漁業権等に規定されておりますところの優先順位、あるいはその法律でどこかに確実に規定してあるが、今の菅原さんの御意見に沿つて、民主的な調整委員会の自主的権限の強化を尊重して、これの免許、許可の基準は、調整委員会が各地方の実情に即して、調整委員会に自主的に決定させるという行き方がいいのであるか、この点をお伺いしたいのであります。

○菅原公述人 ただいまの御質問であります。あるいは、よまかな固定的な規定をすることは、将来弊害を残す危険があるのではないかという意味におきまして、社会的な事情の変遷に伴つて、自主的な解決ができるような方向に持つて行つてもらいたい。そういう意味におきまして、たゞいまの御質問の中にもありましたところの、調整委員会等によるところの自主的な取扱いを持つて行つてもらいたい。参考事項としてあつたことを述べることはいけれども、むしろそういうものは政令や何かで出して行つて、本法においては、技術上からも私は賛成できないと思つておる。

○砂間委員 ちよつと一言お伺いしたいと思つておる。菅原さんの御意見ですと、調整委員会の権限を強化するといふこともありますが、その場合に、漁業調整委員会というものは、先ほどの公

述の中にもありましたように、市町村にまで置いてもらいたい、あるいは階層別に委員を出す、そういうような方法によつて、民主化された調整委員会というものを前提として言うておられると思うのであります。ほんとうにそういう漁民の漁場管理という精神が貫かれるために、そういう民主的な調整委員会の権限を許可して行くことについては、私も同感、賛成であります。けれども、もし調整委員会が府県単位に置かれて、階層別というふうなこともなくして、ただ一般的に調整委員会を選挙するといふようになつた場合においては、現状のもとにおいて県単位の一つの調整委員会が、はたして民主的に選出され、構成されるであろうかという点については、どういふようなお考えをお持ちされるか、簡単に伺いたいと思つておる。

○菅原公述人 お答え申し上げます。私は一町村から一名くらいは出るか出られないという調整委員会であつては、おそらく今の漁村の状態から行きますと、地元有力者しか出て行かない。そうすることが結局は自分たちが地先でつづいてる漁場管理までも放棄してしまふようなことになりまして、こういうことを私は一番懸念しておるのであります。

○砂間委員 県単位になつた場合にはどうですか。

○菅原公述人 県単位になつた場合においては、まずその弊害が強くないかと思つておる。私は市町村に設けてもらいたいといふことは、やはり自分の地元において論議する場合には、漁民が非常に熱心になる。それが自分のひざ元

で、調整委員会の権限を強化せよ、むしろ漁民の自主的管理という線に沿つて、調整委員会の広汎な権限を強化すべきであるという御意見があらまして、具体的には資源の保護の問題、あるいは漁業取締りの問題、その他漁業調整上の広汎な意見の具申を認めること、あの位置漁業権等に規定されておりますところの優先順位、あるいはその法律でどこかに確実に規定してあるが、今の菅原さんの御意見に沿つて、民主的な調整委員会の自主的権限の強化を尊重して、これの免許、許可の基準は、調整委員会が各地方の実情に即して、調整委員会に自主的に決定させるという行き方がいいのであるか、この点をお伺いしたいのであります。

○菅原公述人 ただいまの御質問であります。あるいは、よまかな固定的な規定をすることは、将来弊害を残す危険があるのではないかという意味におきまして、社会的な事情の変遷に伴つて、自主的な解決ができるような方向に持つて行つてもらいたい。そういう意味におきまして、たゞいまの御質問の中にもありましたところの、調整委員会等によるところの自主的な取扱いを持つて行つてもらいたい。参考事項としてあつたことを述べることはいけれども、むしろそういうものは政令や何かで出して行つて、本法においては、技術上からも私は賛成できないと思つておる。

○菅原公述人 県単位になつた場合においては、まずその弊害が強くないかと思つておる。私は市町村に設けてもらいたいといふことは、やはり自分の地元において論議する場合には、漁民が非常に熱心になる。それが自分のひざ元

で、調整委員会の権限を強化せよ、むしろ漁民の自主的管理という線に沿つて、調整委員会の広汎な権限を強化すべきであるという御意見があらまして、具体的には資源の保護の問題、あるいは漁業取締りの問題、その他漁業調整上の広汎な意見の具申を認めること、あの位置漁業権等に規定されておりますところの優先順位、あるいはその法律でどこかに確実に規定してあるが、今の菅原さんの御意見に沿つて、民主的な調整委員会の自主的権限の強化を尊重して、これの免許、許可の基準は、調整委員会が各地方の実情に即して、調整委員会に自主的に決定させるという行き方がいいのであるか、この点をお伺いしたいのであります。

○菅原公述人 ただいまの御質問であります。あるいは、よまかな固定的な規定をすることは、将来弊害を残す危険があるのではないかという意味におきまして、社会的な事情の変遷に伴つて、自主的な解決ができるような方向に持つて行つてもらいたい。そういう意味におきまして、たゞいまの御質問の中にもありましたところの、調整委員会等によるところの自主的な取扱いを持つて行つてもらいたい。参考事項としてあつたことを述べることはいけれども、むしろそういうものは政令や何かで出して行つて、本法においては、技術上からも私は賛成できないと思つておる。

○砂間委員 ちよつと一言お伺いしたいと思つておる。菅原さんの御意見ですと、調整委員会の権限を強化するといふこともありますが、その場合に、漁業調整委員会というものは、先ほどの公

述の中にもありましたように、市町村にまで置いてもらいたい、あるいは階層別に委員を出す、そういうような方法によつて、民主化された調整委員会というものを前提として言うておられると思うのであります。ほんとうにそういう漁民の漁場管理という精神が貫かれるために、そういう民主的な調整委員会の権限を許可して行くことについては、私も同感、賛成であります。けれども、もし調整委員会が府県単位に置かれて、階層別というふうなこともなくして、ただ一般的に調整委員会を選挙するといふようになつた場合においては、現状のもとにおいて県単位の一つの調整委員会が、はたして民主的に選出され、構成されるであろうかという点については、どういふようなお考えをお持ちされるか、簡単に伺いたいと思つておる。

から離れて行つてしまふと、おぎなりになつてしまつて、しまいにどうでもいい。そこで濫獲競争が激しくなつて来る原因になるというふうな考えられるのであります。

○石原委員長　それではほかに質疑がなければ、お願ひします。

○關公述人　私はただいま御紹介にあずかりました愛媛県越智郡宮窪村の關といふ一漁民であります。今回は政府提案による漁業法案並びに漁業法の施行法案の修正案について、賢明なる水産常任委員長さんより、参考人としてお招きにあずかりましたことは、私としての上もなき喜びとして、つづしんでお礼を申し上げる次第でございます。つきましては、漁業法案並びに漁業法の施行法案の修正については、いろいろ意見もありますが、貴重な時間を与えられておる關係上、その時間も考慮せねばならぬと考えておるものであります。また数日前よりこの公聴会において、種々な賢明な御意見があつたであらうと考へるものであります。私の述べんとする意見は、現在まで述べられた意見と重複する懸念もありませんが、県下漁民のその声、その叫びに對しましては、いかに重複するとも御参考にお供したいと思ふのであります。

そこで、この新法の施行の際に現に存する漁業権は、地区別または漁業権の種類別に、新法の施行法には二箇年に政令の定める期日において一率にこれを消滅させて、それと同時に計画的に新免許を行い、全面的に漁業権の整理をするということであり、この整理をする漁業権に對して政府が補償金を交付する。その補償金はお話によりますと、三百何十億とい

ふ額に開き及んでおりますが、その中の約六〇％が漁業権による補償金で、他の行政費といつたしまして約四〇％であります。いづれにいたしましても、三百幾十億の総額を、いかなる方法によつて支出するかということをお聞きしたことがあるのであります。この支出方法は、漁業の免許料や許可料をもつてまかなうということであり、これがためにこの金の徴收方法につきましては、ある一定漁業以下の零細漁業に對して、年内の水揚高の五、六パーセント、以西底びき網一組当りで七、八十万円見当というようなことを承つておりますが、かくのごとく多額な高率な負担金を課せられるというところは、漁業の経営に非常な困難を生ぜしめるということを感じるのであります。これがために愛媛県下の漁民は、現在農地法の改革案にのつとりまして、この精神を考慮して、従来漁業会の存続している漁業権やな何十という組合の共有権のもとにある共同団体的な専有権は、このまま漁業協同組合にゆだねて、その他の漁業権者であつて常に漁業に従事していないという漁業権や、現に休業状態を保持している漁業権、なおインチキのな利権あさりの漁業権もあるやに見受けるのであります。なお封建時代の慣行による個人の専有権といふものを整理の対象とすべきが妥當ではないか、民主的な調整ではないかと感ずるものであります。決して全面的に改正すべきものでなくして、かようなものを対象とすれば、政府の補償金の総額の何分の一で整理もできることもあるし、またこの補償金の徴收方法に對する、免許料や許可料の軽減もできるであらうと思

ふのであります。さてすれば一挙兩得の間に、円滑に円滑に目的が達成できるものであるということをお願ひいたします。

これにつけ加へまして、その補償金たるや二十何年というようなことも出ておりますが、前公述者からもだんだん述べておられます通りに、これは短期間、最高三年か五年をもつて、しかも現金をもつて交付されるよう、賢明なる水産常任委員会ではからいあらんことを切にお願ひする次第であります。

また一つは、これは水産法案、あるいは漁業法の施行法案とは切り離しての問題になるかは知りませんが、この機会に特に御考慮願ひたいと存するのであり、いわゆる海のギャング、すなわち違反漁業の取締りの件であります。御承知のように、漁業の取締規則が明治何年に制定せられたものであつて、かかる取締規則は穩やかでないといふことを考へるのであります。その理由は、御承知のように終戦直後主食の選配とか、あるいは欠配に伴ひまして、副食物の増産といふことを奨励いたしましたし、またその筋におきまして、黙認式の精神によつてか、八馬力以下の小型漁船の増加したことは御承知であらうと思ふのであります。これはただ一郡、二郡でなくして、全国的に増加しているといふことは御承知であらうと思ふのであります。しかしこれを現在の取締の規則に当てますと、八馬力以下にもせよ、漁場の往復のみに利用するといふことは、違反ではないかもしませんが、三馬力にもせよ、動力で操業した場合において

は、機船底びき網に該当する、こゝういふことに解釈するのであります。全国的に見て八馬力以下の小型動力、こゝういふ網類、えびこぎ網と申しますか、無数に増加しておりますので、これを取締規則に照して実行するならば、愛媛県下のみならず、全国的に見て漁民の生活を脅かすといふことになりはせぬかといふことを考へるのであります。これがため実行のできない取締規則ならば、これを改正せられまして、その改正の要点は、八馬力以下の動力に對するえびこぎ類はこれを許可するとか、あるいは九馬力、十馬力以上はこれを認めずとか、但し八馬力以下なる動力にもせよ、二隻をもつて操業するものは、機船底びき網に該当してこれを罰するといふようなことを、この機会に御考慮にあつかりまして、取締規則の改正に御努力せられんことをお願ひする次第であります。

かような意見でありまして、どうかよろしく御参考にお供していただきたいと存じます。

○石原委員長　御質疑はありませんか。――ないようであります。以上をもちまして、本日出席の公述人の御意見の発表が終りました。米澤六藏君が出席しませんから、明日に譲りたいと思ひます。

散会するに先だちまして、委員長より委員会を代表して、長時間御熱心に御意見を御発表くださいました公述人各位に對しまして、厚く感謝の意を表します。公聴会はこれにて一旦とじまします。午後一時半より水産委員会を開きます。参考人各位の御意見を聞くことになりました。ではこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十四年十二月二日印刷

昭和二十四年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁